

逐條土地收用法資料

高 坂 孝 三

序

土地收用法は公益の爲め個人の利益を侵害する場合を規定する。公益の増進を圖るの必要なることは云ふ迄もない然し個人の利益も亦尊重すべきであり之を不當に侵害することは許さるべきでない。要は公益と個人の利益とは並行せしむべく個人の利益の侵害は其の保障と權衡を失してはならぬのであつて、憲法第二十七條の趣旨竝に土地收用法の法律たる所以は茲に在る。故に公益事業の助成と個人の利益の保障とは土地收用法上に並存する二大根本問題であり其の調和を求めることが立法乃至は解釋運用の精神と云ふべきである。

土地收用法の沿革を見れば總て事業竝に收用物體の範圍の擴張を圖ると共に損失補償の範圍を擴張し其の他被收用者の權利を保護することが中心となつて居る。なほ議會に於ける政府委員の改正案説明にも次の如き一節がある。「公共事業ヲ經營スルニ當リマシテ此ノ公共事業ノ施行上個人ノ權利カ犧牲ニ供セラレル。是ハ實ニ同情スベキ點デアリマスルノデ、私共土地收用法ヲ運用シテ行ク上ニ於キマシテ此ノ點ニ最モ考慮ヲ拂ハナケレバナラス。云フ迄モナク此ノ土地收用法ノ精神ト申シマスモノハ或ハ公共事業ヲ爲ス爲ニ必要缺ク可ラザル詰リ他ノモノヲ以テ換ヘルコトノ出來ヌ特定ノモノヲ收用シテ、此ノ公共事業ノ遂行ニ役立タシメルト云フノデアリマスカラ、決シテ或ル特定ノ個人ニ損害ヲ與ヘルノハ目的デナイ。寧ロ收用法ノ精神トスル所ハ個人ノ苦痛ハ洵ニ氣ノ毒デアル。氣ノ毒デアルカラ其ノ苦痛ニ對スルダケノ代償ハ何ウシテモヤラナケレバナラス。土

地ノ收用權ニ付テ申シマスレバ收用權者ハ收用スル前ト收用サ
 レタ以後ト其ノ利害關係ガ全ク同一ノ狀態ニ於カレルト云フコ
 トハ收用法ノ精神ト私共ハ見ナケレバナラヌト思ツテ居ル。
 之ガ爲メニ多クノ費用ヲ要シテモ、其ノ費用ハ是ハ矢張國ノ事
 業デナケレバ國民全體ノ負擔スル費用ヲ以テサウシテ特定ノ國
 民ニハ特別ノ利益ヲ與ヘル必要ハナイト共ニ、特定ノ個人ニ對
 シテ損失ヲ與ヘルト云フコトハスベキモノデナイ。斯ウ云フ考
 デ此ノ收用法ヲ運用シテ行カナケレバナラヌト云フ考デアリマ
 ス。(第四十五帝國議會衆議院土地收用法中改正法律案委員會
 議錄、大正十一、三、二二)

從テ社會の進運に伴ふ各種事業の増加と利害關係の複雑化
 とは此の點に關する研究を益々必要ならしめるであらう。

土地收用件數は近時益々増加の傾向に有る。試みに舊土地收用
 法施行以降昭和十一年に至る四十八ヶ年間の事業認定數を見る
 に合計六、九九一件あり、然して

| | | |
|---------|-----|-------------------|
| 自明治二十二年 | 十ヶ年 | 四四八件 (年平均 四五件) |
| 至同三十一年 | | |
| 自同三十二年 | 十ヶ年 | 一、〇二九件 (年平均 一〇三件) |
| 至同四十一年 | | |
| 自同四十二年 | 十ヶ年 | 一、六八八件 (年平均 一六九件) |
| 至大正七 | | |

自同 八 年 十ヶ年 一、八六九件 (年平均 一八七件)
 至昭和 三 年
 自同 四 年 八ヶ年 一、九五七件 (年平均 二四四件)
 至同 十一年
 となる。

尙右總件數六、九九一の事業別内容は道路及橋梁二、七五二件
 を最高とし鐵道一、五六八件、教育七〇八件、軌道六〇五件、
 河川及運河三〇七件、水道及下水道一九二件、其の他六三四件
 となる。(内務省土木局第三十回統計年報所收)

本稿は現行土地收用法に關する大審院及行政裁判所の判
 例、内務省の行政實例(訴願裁判例、通牒、質疑回答等)
 竝に法案説明書、議會議事録等の抜萃を逐條集録したもの
 である。勿論中には種々異なる見解に基くものがあるものであ
 るが土地收用法の解釋運用に際し參考として資する所ある
 を思ひ本誌に登載する事にした。要旨の摘記其の他に於て
 遺憾な點は宜しく御垂示を願ひ度い。

尙「行政裁判所」は「行裁」、「大審院」は「大審」、「内務
 省」は「内務」、「第十四回帝國議會」は「一四議」(其の他之
 に準ずる)と略記した。

土地收用法 (明治三十三年法律第二十九號)

改正 大正三——法律一五、昭和二——法律三九

昭和六——法律五三

一、土地收用法案提出ノ理由

(一四議 明治三十三年二月七日 族 院)

(政府委員説明) 土地收用法案提出ノ理由ヲ簡單ニ申述ベマス現
行ノ土地收用法ハ明治二十二年ニ發布セラレタノデ御座リマス
其ノ後實施ノ結果種々不備ノ點ヲ感ジマシテ現ニ昨年ノ法律第
七十二號ヲ以チマシテ權利收用ニ關スル法律ヲ發シマシテ一ノ
不便ヲ避クルコトハ出來マシタケレドモ尙ホ其ノ他ニ於テ種々
不備ノ點ハ有リマスル第一ニハ收用法ヲ適用ス可キ事業ノ範圍
ガ狹キニ失シテ居ル即チ現行法ニ於キマシテハ工事ヲ行フノ際
ニ於テハ收用ヲ行フコトガ出來マシタケレドモ工事ガ無クシテ單
ニ事業ノ爲ニ收用スルコトガ出來マセヌ其レカラ又收用法發布
後種々ノ事業ガ發達致シマシテ例ヘバ電氣事業ノ如キハ其ノ後
段々發達致シマシタケレドモ其ノ當時ニ於テ豫想シテ居リマセ
ス結果收用法ヲ適用スルコトガ出來マセヌト云フコトガ御座リ
マス其ノ他現行法ハ補償ノ義務並ニ收用ノ效果等ニ付テノ規定

モ不完全デアリマスルシ收用ノ手續ニ於キマシテモ收用ノ裁決
ガ或ハ遲延スルト云フ弊害モ有リマスルシ其ノ他被收用者ノ權
利ヲ保護シマスル點ニ於キマシテモ起業者ノ事業ノ發達ヲ助ク
ル點ニ於テモ種々不完全ナ點ヲ認メテ居ル其レ等ハ各條ニ於キ
マシテ現行法ト此ノ法案ノ差異ノ有ル所ヲ御覽下サリマシタナ
ラバ御了承下サルコトデ御座リマス尙ホ詳細ノコトハ御質問ガ
御座リマスレバ御答致シマス

二、土地收用法中改正法律案提出ノ理由

(一) (四五議 大正十一年三月二十三日 族 院)

(政府委員説明) 土地收用法ノ改正案ノ提出ノ理由ヲ説明申上マ
ス至ツテ簡單ナル改正デアリマシテ近時運進ノ進步ニ伴ヒマシ
テ公共團體ニ於テ施設經營セザル可ラザル各種公共事業ガ漸次
増加致シテ參リマスル結果トシテ是等ノ事業ニ要シマスル處ノ
土地ヲ收用又ハ使用ヲ爲スノ途ヲ開キマシテ此ノ事業ノ進捗ヲ
圖リマスルト從來ノ土地ニ對スル關係人ノ範圍ヲ擴ゲ及ビ買戻
權ノ範圍ヲ擴ゲマシタノト其ノ他收用上ノ手續ニ於テ從來不便
ノ點ガ有リマシタノデ除キマシテ起業者ノ利便ヲ圖ルコトニ致
シマシタルト共ニ一方ニ於キマシテハ被收用者ノ權利ヲ保護ス
ルノ條項ヲ一二加ヘルコトニ致シタモノデ改正ノ要點ハ右ノ通

リデアリマスル何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ願ヒマス
註、本案ハ衆議院ヲ通過シタガ貴族院ニ於テ審議未了ニ終リ
第四十六議會ニモ提出セラレタガ又同様ニ終ツタ。

(二) (五二議昭和二年二月十四日)
族 院

(國務大臣説明) 土地收用法中改正ノ件デ御座イマスガ茲ニ此ノ
改正案ヲ提出シタ次第デス現行ノ土地收用法ハ古ク明治三十三年ノ頃制定ニナリマシタモノデ時運ノ趨勢ニ伴ハザルモノガ御座イマスカラ之ヲ改正セムト致スノデアリマス其ノ改正ノ要旨ヲ概言致シマスレバ土地ヲ收用シ又ハ使用スルコトヲ得ベキ事業ヲ追加致シマシテ公共用地ト雖モ時ニ之ヲ收用スルノ途ヲ設ケマシテ又收用地ニ定著スル物件若クハ之ニ關スル權利ヲ收用スル制度ヲ認メマシテ公共事業遂行ノ容易ナラムコトヲ圖ツタノデアリマス又一面損失ノ補償ヲ受クベキ者ノ範圍ヲ擴張致シマシテ收用又ハ使用スベキ土地ニ在ル建物ニ關シテ權利ヲ有スル者ヲ關係人トシマシテ其レ等ノ權利ヲ尊重シ收用ニ關スル事務ノ簡捷ヲ期スルガ爲メニ事業認定權ヲ内務大臣ニ移シタ外手續ノ正確ト敏捷ヲ圖ル爲メニ手續法規ニ改正ヲ加ヘ又法規違反ニ對スル制度ヲ改メマシテ他ノ刑罰法トノ權衡ヲ圖リマシタ次第デアリマス又北海道及沖繩ニ收用審査會ノ制度ヲ設ケムトスル

ノデアリマス是ガ本法改正案ヲ提出スル次第デアリマス何卒御協賛ヲ願ヒマス

第一章 總 則

第一條 公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲之ニ要スル土地ヲ收用又ハ使用スルノ必要アルトキハ其ノ土地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
本法ニ於テ使用ト稱スルハ權利ノ制限ヲ包含ス

一、本條ニ所謂公共ノ利益トナルヘキ事業ノ限界

(五二議昭和二年三月十七日)
衆議院 特別委員會

〔要旨〕土地收用法第一條ニ所謂公共ノ利益トナルヘキ事業トハ直接ニ公共ノ利益トナルヘキ事業ヲ云フ
特定ノ會社ニ電力ヲ供給スル電氣事業ニ對シテハ土地收用法ノ適用ナシ

(政府委員答)電氣事業法第十七條(註、新法第三十條ニ該當ス)
ニ依リ電氣事業法準用ニ關スル勅令ハ「重要ナル産業又ハ公共

ノ利益トナルベキ事業ノ爲ニ電氣ヲ供給スル事業」トアル公共ノ利益トナルベキ事業ノ爲ニ電氣ヲ供給スルト云フ其ノ事業ニ電氣事業法ヲ準用シ得ルト云フ規定デアリマシテ茲ニ甲ノ會社ガ有リマシテ其レハ公共ノ利益ト爲ルベキ事業ヲヤツテ居ル電氣ヲ申シマスレバ一般ノ需要ニ應ジテ電氣ヲ供給シテ居ル其ノ會社ニ乙ノ會社ガ電氣ヲ供給スル其ノ乙ノ會社ノヤル事業ニ選信大臣ガ認定シテ電氣事業法ヲ準用スルコトガ出來ルト云フ規定デアリマス其ノ勅令ガ乙會社ノ事業其ノモノヲ公共ノ利益トナルベキ事業トシテ居ルノデハナイト考ヘテ居ルノデアリマス今ノ様ナ場合ハソレハ間接ニハ公共ノ利益トナルベキ事業ト云ヒ得ルカモ知レマセヌガ土地收用法ノ解釋ト致シマシテハ第一條ニ所謂「公共ノ利益トナルヘキ事業」ト云フノハ「直接ニ公共ノ利益トナルヘキ事業」ト云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリマシテ……(以下略)……例ヘバ船渠事業ハ土地收用法ヲ許サレテ居ル事業デアアルガ是ニ鐵道ノ引込線ヲ敷設スル場合ニ其ノ船渠會社自身ガ引込線ヲ敷設スル際ハ土地收用法ヲ許シテ居ル併作ラ地方鐵道ガ此ノ引込線ヲ施設シマス時ハ……特定ノ事業者ノ爲ニ敷設スルノデアリマスカラ其ノ場合ニハ所謂公益ノ事業ニ該當シナイト云フコトデ土地收用法ヲ許シテ居ナイ電氣ノ場合モ其レト同ジデ一般ニ供給ヲシテ居ル電氣事業者ニ電力ヲ供給スル所

謂自家用電氣事業者ガ高壓線ヲ設ケル爲ニ必要ナル土地ハ收用ヲ許サナイ併作ヲ供給ヲ受ケル方ノ者ガ高壓線ヲ設ケル時ニハ土地收用法ヲ許ス斯ウ云フコトデアリマス

註、之ハ電氣事業法ノ準用認定ヲ受ケタル電氣事業ニ對シテハ土地收用法ノ適用ナシトスル内務省ノ行政實例ヲ不當ナリトスル議論ニ對スル政府委員ノ答辯ノ一部デアアル。

二、特定ノ會社ニ對スル電力ノ供給ト公共

ノ利益

(一) (内務大正七年六月六日長土第三一號 長野縣知事宛 土木局長通牒)

〔要旨〕特定ノ會社ニ電力ヲ供給スルヲ目的トスル電氣裝置事業ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ト認メ難ク從テ土地收用法ノ適用ナシ

(原文)五月二十九日附土甲收第一五八六號御申達標記ノ件御副申ノ次第モ有之候ヘ共右申請ノ電氣裝置事業ハ特定ノ會社ニ電力ヲ供給スルヲ目的トスルモノナルカ故ニ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ト認メ難ク從テ土地收用法ヲ適用シ難キモノト認メラレ候ニ付書類及返戻候條御再考相成度候

(二) (内務 大正八年二月二十八日發第四號)
各地方長官宛 土木局長通牒)

(要旨) 電氣事業法ノ準用認定ヲ受ケタル事業ニ對シテハ
土地收用法ノ適用ヲ許ササルモノトス

(原文) 明治四十四年勅令第二百三十七號ニ依リ電氣事業法ノ準
用認定ヲ受ケタル事業ニ對シテ々々土地收用法ニ依リ土地ヲ收用
又ハ使用シ得ルモノトシテ事業認定申請書御申達ノ向モ有之候
處右準用認定ハ單ニ當該事業ニ付電氣事業法ノ準用ヲ許スニ止
マリ之ヲ土地收用法ノ適用ヲ許スヘキ事業トスルノ義ニハ無之
候條御了知相成度爲念及通牒候也

註、此ノ通牒ノ當否ニ關シテハ第五十二議會ノ衆議院特別委
員會ニ於テ委員ト政府委員トノ間ニ相當議論ガ交ハサレ
タ一部ハ前ニ掲ゲタガ猶政府委員ノ答辯ヲ示セバ次ノ如
クデアアル。

(政府委員) 昨日御尋ニナリマシタサウシテ今日御答スル様ニト
云フ御註文ノ御質問、即チ一般ノ電氣業者ニ電力ヲ供給スル場
合テナク特定ノ電氣業者ニ電力ヲ供給スル其電氣事業ニ土地收
用ヲ從來許サナイコトニナツテ居ルガソレハ不都合デハナイカ
ト云フ御質問ニ對シマシテ御答ヲ申上マス成程自家用ノ電氣事

業ニ對シマシテ電氣事業法ノ運用ヲ許シテハ居ルノデアリマス
ガ是ハ唯電氣事業法ノ準用ヲ許シテ居ルト云フダケデアリマシ
テ其準用ノ結果、準用ト云フコトニ依ツテ直ニ公共ノ利益トナ
ルベキ事業ニナルモノデハナイト云フコトハ電氣事業法自身認
メテ居ル處ト考ヘルノデアリマス隨テ斯ノ如キ事業ニ對シテ土
地收用ヲ許スヤ否ヤト云フコトハ結局公共ノ利益トナルベキ事
業ト見ルカ何ウカト云フコトニ歸着スルト思フノデアリマス自
家用ノ電氣事業ハ是ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ト云フコトガ
出來ナイノデハナイカト思ヒマス併シ御話ノ所謂電氣事業者ニ
電氣ヲ供給スル自家用電氣事業者ニ付キマシテハ御話ノ如ク公
共ノ利益ト密接ナル關係アルモノデアリマスカラ斯ノ如キ事業
ヲ公共ノ利益トナルベキ事業トシテ之ニ土地收用ヲ許スカ何ウ
カト云フコトニ付テハ遞信當局トモ能ク打合せタ上デ考慮シ度
イト考ヘテ居リマス

(三) (五二議 昭和二年二月十七日)
貴族院特別委員會)

(要旨) 特定ノ會社ニ電力ヲ供給シ又ハ自己ニ於テ消費ス
ルヲ目的トスル電氣裝置事業ニ對シテハ土地收用法ノ適用
ナシ

(問)電氣事業ニ對シマシテハ公益事業トシテ内閣ノ認定セラレ
ルモノト然ラサルモノト二種アルモノト考ヘテ宜シイノデアリ
マスカ

(説明員答)御話ノ通デ御座イマシテ同ジ電氣裝置ト申シマシテ
モ一般ノ需要ニ應ジテ電燈電力ヲ供給致シマス事業ヲ經營スル
電氣事業ニ付キマシテハ土地收用法ノ適用アル譯デアリマスガ
或ル特定ノ電氣事業者ニ對シテノミ電力ヲ供給スル、此處ニ二
ツノ會社ガ有リ一ツノ會社ハ電燈ヲヤツテ居ル一ツノ會社ハ水
力電氣ヲ起スコトハ起シマスガ其レカラ出マシタ電力ハ全部モ
ウ一ツノ會社ニ供給スル所謂特定ノ目的ヲ持ツテ居リマス電氣
事業ニ付キマシテハ土地收用法ノ適用ガナイ又電氣裝置ヲヤリ
マス場合デモ其レカラ生ズル電氣ハ獨リ自分ノ處デ自家用トシ
テ消費シテシマフト云フ様ナ電氣事業ハ公共ノ利益トナルヘキ
事業トシテ土地收用法ヲ許サナイコトニナツテ居リマス

三、請願ニ依ル貨物側線ノ敷設ト公共ノ利

益

(内務 大正十四年十月二十八日鐵土第二二號)
鐵道次官宛 内務次官回答

(要旨) 請願ニ依ル停車場貨物側線ノ敷設ハ請願者ノ荷捌

ヲ爲スヲ目的トスト雖モ該停車場ニ於ケル請願者ノ貨物ノ
荷捌ノ圓滑ハ延テ一般貨物ニ影響シ貨主ニ利便ヲ與フルカ
如キ場合ニ於テハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ該當シ土地
ヲ收用スルコトヲ得ルモノナリトノ認定

(原文) 土地收用事業認定ノ件——四月九日工第二三一號ヲ以テ
御協議相成候標記ノ件右ハ異存無之候

(鐵道省協議) 東北本線王子停車場貨物側線敷設並附帶工事ノ爲
土地收用法適用致度同法第十三條ニヨリ關係書類添附及協議
候

(同上) 客月十四日內務省鐵土第二二號王子停車場貨物側線敷設
ノ爲土地收用法適用ノ件再應御照會相成度候處現在同驛取扱ニ
係ル兩會社ノ貨物ハ一般貨物ノ約五割ヲ占メ之カ荷捌ノ圓滑ハ
延テ一般貨物ニ影響シ貨主ニ利便ヲ與フルモノニシテ本側線敷
設ハ法第一條ノ趣旨ニ該當スルモノト存候尙前例モ有之次第ニ
付本件モ同様御應諾ヲ得度

註、大日本人造肥料及王子製紙兩會社ノ請願ニ依ル工事は關
スルモノデアツテ事業認定ノ協議ニ付キ內務省ニ於テハ
本事業ハ兩會社ノ荷捌ヲ目的トスルモノナルガ故ニ公共
ノ利益トナルベキ事業ト認メ難シトノ見地カラ鐵道省ト

ノ間ニ再三照復ヲ重ネタモノデアアルガ此處ニハ其ノ中間ノ照復ハ一部省略シタ。本件ハ結局ニ於テハ前號トハ略ル見解ニ基ク取扱デアル。

四、停車場ノ新設ト公共ノ利益

(行裁 昭和三年第一九四號
同 四年七月二十三日宣告)

(要旨) 停車場ノ新設カ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ該當シ土地收用法ヲ適用シタルハ正當ナリトノ認定

(判決理由) 原告ハ本件ノ收用地ハ參加會社ノ既設大宮驛ヨリ北方僅ニ三四町ヲ距ツル場所ニテ同所ニ更ニ停車場ヲ設クルノ必要ナシ從テ同所ニ停車場ヲ設置スルコトハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ該當セサルカ故ニ土地收用法ヲ適用シテ本件係争地ヲ收用シタルハ違法ナリト主張スルモ當裁判所カ眞正ニ成立シタルモノト認ムル丙第七號證ノ一ニ依レハ右新設停車場ト既設ノ大宮停車場トノ距離ハ零哩五十九釐十六節六ニシテ原告主張ノ如ク僅ニ三四町ニ過キササルモノニ非サルノミナラス…該新設停車場ノ乗降客ハ日々五百人以上ニ及フ狀況ナルヲ以テ原告ノ主張ハ事實ニ反シ不當ニシテ…被告カ收用ノ裁決ヲ爲シタルハ違法ニ非ス

五、砂防事業ニ必要ナル土地ノ範圍

(内務 昭和二年二月二十四日發士第一四號
各府縣知事宛、土木局長依命通牒)

(要旨) 砂防工事ノ堰堤築設ノ結果堆積土砂ニ依リ埋没スヘシト認ムル地域内ノ民有地ニシテ其ノ爲從前ノ經濟的價値ヲ減損スルモノト認メラルルモノハ堰堤築設ノ用地ト同様砂防事業ノ爲メ必要ナル土地ト認メ收用スルコトヲ得ルモノトス

(原文) 砂防工事ノ堰堤築設ノ結果其堆積土砂ニ依リ埋設スヘシト認ムル地域内ノ民有地ニシテ其ノ爲從前ノ經濟的價値ヲ減損スルモノト認メラルルモノハ堰堤築設ノ用地ト同様砂防事業ノ爲メ必要ナル土地ト認メ收用スルコトニ省議決定相成候條承知相成度

六、溝渠ノ付替地ト軌道事業ニ必要ナル土地ノ範圍

(行裁 大正十五年第四四號
同 十五年七月二十日宣告)

(要旨) 公共ノ用ニ供スル市ノ營造物タル溝渠カ起業者ノ敷設セントスル軌道敷地ニ當リ而モ該溝渠ハ排水上之ヲ廢

止スルコト能ハサルモノニシテ之ニ代ルヘキ溝渠ヲ設クル
 絶對的ノ必要アリト認メラルル場合ニ於テ該溝渠付替地ト
 シテ最モ自然ノ位置ニ在ル土地ハ起業者ノ事業施行上必要
 ナル土地ニ外ナラス土地收用法ニ依リ收用シ得ルモノト解
 スルヲ相當トス

(判決理由)原告ハ土地收用法ニ依リ收用シ得ヘキ土地ハ内閣カ
 認定シタル事業ノ施行ニ直接必要ナルコトヲ要ス然ルニ本件係
 争土地ハ訴外起業者阪神電氣鐵道株式會社ノ事業施行ニ直接必
 要ナルモノニ非スシテ其ノ軌道敷設ニ必要ナル土地即チ尼崎市
 有溝渠ノ換地ニ充テントスルモノニ外ナラス從ツテ該溝渠カ軌
 道敷地トナラサルカ又ハ其ノ敷地トナルモ尼崎市カ其ノ換地ト
 シテ本件土地ノ取得ヲ拒ムカ如キ場合ニハ本件土地ハ起業者ノ
 事業ニ何等ノ用ヲ爲ササルハ勿論收用ノ目的ヲ失フニ至ルヘ
 キニ依リ此ノ如キ土地ハ土地收用法ニ依リ收用スルコトヲ得ス
 ト主張スルト雖該溝渠ハ起業者ノ既設軌道敷地ノ北側ニ沿フテ
 接續シ起業者カ新ニ敷設セントスル軌道敷地ニ當リ而モ該溝渠
 ハ公共ノ用ニ供セラルル市ノ營造物ニシテ排水上到底之ヲ廢止
 スルコト能ハサルモノト認ムヘク從テ之ニ代ルヘキ溝渠ヲ設ク
 ルコトハ絶對的ニ其ノ必要アリ而シテ本件係争土地ハ前示ノ如

キ場所ニ於テ増設セントスル軌道ノ敷地(即チ溝渠)ノ北側ニ
 接續シ右溝渠ノ付替地トシテ最モ自然ノ位置ニ在ルモノト認ム
 ヘキカ故ニ畢竟起業者ノ事業施行上必要ナル土地ニ外ナラス而
 モ乙第五號證ニ依レハ該溝渠ノ付替移轉ニ付テハ起業者ト尼崎
 市長トノ間ニ條件ヲ協定シ市長ハ其ノ付替工事ノ施行ヲ承認シ
 タルコト明ナルヲ以テ該溝渠ノ付替及溝渠敷跡ノ軌道敷設ハ實
 現シ得ルモノト認ムヘク本件係争土地ハ土地收用法ニ依リ收用
 シ得ルモノト解スルヲ相當トス

七、用法變更ト土地ノ必要性

(行裁明治四十五年第一三二號)
 大正元年十一月二十九日宣告

(要旨)收用スヘキ土地カ縱シヤ其用法ニ於テ變更セラレ
 タリトスルモ是レ單ニ必要ト認メタル趣旨ノ變更ニシテ其
 ノ必要ト認メタルコトハ一ナルヲ以テ其ノ土地ヲ收用スル
 上ニ何等ノ瑕疵ヲ生スルコトナシ

(判決理由)原告ハ當初被告カ認可シタル起業ノ設計ニ據レハ係
 争地ハ水路ニ當ラサルニ之ヲ收用細目ニ擧ゲテ公告シ然ル後水
 路工事一部變更ノ認可ヲ與ヘ當初ノ設計ニ於テ收用ノ必要ナキ
 モノヲ收用シタルハ違法ナリト主張スルモ係争地カ起業計畫ノ

爲メ眞ニ必要ナルヤ否ハ自ら別問題ニシテ其必要アリトシテ
收用細目ニ舉ケ公告セラレタル土地ニ付使用又ハ收用ノ裁決ヲ
與フルハ何等違法アルニアラス或ハ初メニ土砂捨場ノ爲メ必要
ナリト認メラレタルモノカ後ニ水路ノ敷地ノ爲メ必要ナル等
ノ事アルモ只是レ必要ト認メタル趣旨ノ變更ニシテ其必要ト認
メタルコトハ一ナルヲ以テ縦シヤ其ノ用法ニ於テ變更セラレタ
リトスルモ其ノ土地ヲ收用スル上ニハ何等ノ瑕疵ヲ生スルコト
ナシ即チ此ノ點ニ付原告ノ申立ヲ採用セス

八、土地ノ必要性ニ關スル論難

(行裁大 正八年第一五號
八年十月一日宣告)

(要旨) 土地ノ收用ハ事業上必要ナル限度ヲ超ユヘカラサ
ルモノニシテ土地所有者ハ其土地カ事業上必要ナリヤ否ヤ
ニ關シテモ論難スルコトヲ得ルモノト解スルヲ相當トス

(判決理由) 被告ハ係争地カ事業上必要ニシテ收用ノ要アリヤ否
ヤハ内閣ノ認定權ニ屬シ土地所有者ニ於テ論難スルコトヲ得サ
ルモノナリト主張スルモ土地ノ收用ハ事業上必要ナル限度ヲ超
ユヘカラサルモノニシテ土地所有者ハ其ノ土地カ事業上必要ナ
リヤ否ヤニ關シテモ論難スルコトヲ得ルモノト解スルヲ相當ト

ス而シテ原告ハ本件收用ハ單ニ尻無川改修ニ因リ參加會社ノ失
フ土地ヲ補償スルカ爲之ヲ爲スモノナルニ收用地ハ其ノ失フ土
地ヨリモ坪數多ク且利用上ノ便益大ナル位置ニ在ルノミナラス
地形上ヨリスルモ係争地以外ノ土地ヲ收用スルヲ妥當トスルニ
拘ラス被告カ係争土地ノ收用ノ裁決ヲ爲シタルハ必要ノ程度ヲ
超エ不法ナリト主張スルニ因リ先此ノ點ニ付棄按スルニ起業者
カ單ニ其ノ失フ土地ヲ補償スル爲收用ノ申請ヲ爲ス場合ト雖地
形其ノ他ノ事情ニ依リ收用地ハ必スシモ其ノ失フ土地ト同一ノ
面積ニシテ利用上ノ便益同等ノ位置ニ在ルモノタルコトヲ要ス
ルモノニ非ス而シテ本件係争地ハ之ノミニテハ參加會社カ尻無
川改修ノ爲失フ土地ヨリモ面積少ク之ト隔絶シタル他ノ收用地
ノ面積ヲ合算スルトキハ會社ノ失フ土地ノ面積ヨリ幾分擴大ト
ナルニ過キスシテ假ニ本件收用ヲ以テ單ニ喪失地補償ノ爲ニス
ルモノナリトスルモ檢證調書及附屬圖ニ依レハ係争地ノ收用ハ
其ノ面積ヨリスルモ位置ヨリスルモ必要ノ程度ヲ超越シタルモ
ト認ムルヲ得ス原告ノ主張ハ理由ナシ

註、尙係争地ノ要否ノ事實認定ニ關シテハ次ノ如キ行政裁判
所ノ判例ガ有ル。

運動場ノ擴張事業ニ必要ナリト認メタモノ(昭和七年第
二〇四號同八年十二月十四日宣告) 電氣裝置事業ニ必要

ナリト認メタモノ（大正九年第二二三號昭和七年六月十日宣言）鐵道事業ニ必要ナリト認メタモノ（大正二年第一三五號同三年二月二十日宣言、同年第二七號同四年六月二十八日宣言）電車停留場ノ擴張事業ニ必要ナリト認メタモノ（大正十三年第四號同十四年三月三十一日宣言）等。

九、民事訴訟ニ於テ所有權ニ關シ係争中ノ

土地ノ收用

(一) (行裁昭 和三年第一九四號 四年七月二十三日宣言)

(要旨) 起業者ニ於テ甲者ノ所有地ナルコトヲ認メテ收用ノ裁決申請ヲ爲シ其公簿上甲者ノ所有ト爲リ居ルモノハ起業者カ民事訴訟ニ於テ右土地ノ所有權ニ付争ヒ居ルト否トニ拘ラス之ニ付收用ノ裁決ヲ爲スハ違法ニ非ス

(判決理由) 原告ハ參加人ハ民事訴訟ニ於テ本件土地ニ對スル原告ノ所有權ヲ否認セルヲ以テ該訴訟ニ於テ所有權ノ歸屬確定シタル上ニ非サレハ該土地收用ノ裁決申請ヲ爲シ得サルモノトス從テ右民事訴訟ノ確定セサル間ニ爲シタル本件收用ノ裁決ハ其ノ効力ヲ發生セサルモノナリト主張スルモ起業者ニ於テ原告ノ

所有地タルコトヲ認メテ收用ノ裁決申請ヲ爲シ其公簿上原告ノ所有地ト爲リ居ル以上民事裁判所ニ於テ右土地ノ所有權ニ付争アルト否トニ拘ラス收用審査會力之ニ付收用ノ裁決ヲ爲スハ違法ニ非ス

(二) (行裁大 正十二年第一四七號 十三年五月二十六日宣言)

(要旨) 收用土地ニ關シ起業者ニ對スル不法占有地明渡ノ民事訴訟ノ繫屬中起業者カ係争地ヲ自己ノ所有ナリト抗辯シ該訴訟カ仍繫屬中ナルトキト雖起業者ノ申請ニ基キ審査會ノ爲シタル收用裁決ハ違法ニ非ス

(判決理由) 原告ヨリ起業者富士籍井路普通水利組合ニ對シ本件收用ノ土地ニ關シ不法占有地明渡ノ訴訟ヲ通常裁判所ニ提起シ該訴訟カ今仍繫屬中ナルコトハ當事者間ニ争ナシト雖收用ノ目的タル土地ハ原告ニ於テ其ノ所有ニ屬スト主張シ起業者ヨリ買收ノ協議ヲ爲シタルモ原告力之ニ應セザリシ爲收用裁決ノ申請ヲ爲シ審査會ハ之カ收用ノ裁決ヲ爲シタルモノナレハ右ノ土地ニ付原告ヨリ提起シタル民事訴訟ニ於テ起業者カ係争地ヲ自己ノ所有地ナリト抗辯シ該訴訟ハ今仍繫屬中ナルノ故ヲ以テ被告ノ裁決ヲ違法ナリトナスヘキモノニアラス

一〇、所有權移轉ノ假登記アル土地ノ收用

(一) (行裁 明治四十三年第二四八號)
同 四十三年十一月二日宣旨

(要旨) 土地收用法ノ規定ニ基キ内閣ノ認定ニ依リ公共ノ利益トナル事業ノ爲メ土地ノ收用ヲ強制スルモノニ對シテハ土地所有權移轉ノ假登記ハ何等ノ効果ヲ及ホスコトナン

(判決理由) 原告ハ甲第一號證(土地登記簿)ニ依リ本件ノ土地ニ對シテ爲シタル假登記ヲ以テ所有權移轉ノ事實ヲ表示スルモノナリト主張スルモ同登記簿ニハ「明治三十九年五月二十日賣買契約ニ因リ左ノ者ノ爲メニ所有權保全ノ假登記ヲ爲ス云々」トアリテ余ク所有權取得ノ事實ヲ登記シタルモノニ非スシテ單ニ其移轉ヲ請求スル權利ノ登記ヲ爲シタルニ過キササルノミナラス土地收用法第一條第十二條第十九條等ノ各規定ニ基キ内閣ノ認定ニ依リ公共ノ利益トナル事業ノ爲メ土地ノ收用ヲ強制スルモノニ對シテハ以上ノ如キ假登記ハ何等ノ効果ヲ及ホシ難キモノトス

(二) (大審 昭和九年才第二〇三二號)
同 十年三月五日宣旨

(要旨) 土地收用法ニ依ル收用ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事

業ノ爲メ其ノ所要ノ土地ヲ收用スル必要アル場合ニ行ハルルモノナルカ故ニ當該土地ニ付已ニ或人ノ爲メニスル所有權移轉ノ假登記カ存スル場合ト雖之ヲ行フヲ得ルハ論ナキノミナラス收用後右ノ假登記ニ對スル本登記カ爲サレタレハトテ曩ノ收用ハ之ニ對抗スルヲ得サルニ至ルモノニ非ス

(判決理由) 假登記ハ他日本登記ノ爲サルルコトヲ條件トシテ假登記權利者ノ爲ニ關係的處分禁止ノ効力ヲ生ス之ヲ詳言スレハ假登記後當該不動産ニ付第三者トノ間ニ行ハルル各般ノ物權變動(所謂中間處分)ハソレ自體有効ナルヲ失ハサルト共ニ一旦本登記カ爲サルルニ及ヒテ此等物權變動ハ本登記權利者ニ對抗スルヲ得サルモノ之ヲ假登記ノ効力ト爲ス今土地收用法ニ依ル收用ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲メ其ノ所要ノ土地ヲ收用スル必要アル場合ニ行ハルルモノナルカ故ニ當該土地ニ付已ニ或人ノ爲メニスル所有權移轉ノ假登記カ存スル場合ト雖之ヲ行フヲ得ルハ論ナキノミナラス收用後右ノ假登記ニ對スル本登記カ或ハ爲サレタレハトテ之カ爲ニ俄ニ夫ノ關係的處分禁止ノ効力ヲ發生シ曩ノ收用ハ之ニ對抗スルヲ得サルニ至ルト云フカ如キ道理ノ有ルヘカラサルハ公益上收用ナル制度ヲ認メタル法意ニ照シ殆ト自明ノ數ナラスンハアラス否正シク云ヘハ右ノ本登

記ノ如キハ抑之ヲ爲スヘキ又爲シ得ル限ニアラス假令手續上何等カノ經緯ニ依リ偶々斯カル本登記カ爲サレタレハトテ其ハ固ヨリ寸動アルコト無シ蓋シ本登記ナルモノハ假登記ト相俟チテ關係的處分禁止ノ効力ヲ發生スレハコソ之ヲ爲スノ意味モアレ今ヤ收用ニ因ル物權變動(一ノ中間處分)ノ絕對性ニ壓倒セラレテ夫ノ効力ノ如キハ又發生ノ餘地ヲ留メサルニ於テ本登記ヲ爲スハ此際一片徒爾ノ舉ニ過キサレハナリ

一、起業者カ占有使用セル土地ノ收用

(一) (行裁 大正十五年第八一號 昭和三三年二月十六日宣告)

(要旨) 起業者カ收用スヘキ土地ヲ其ノ收用以前ヨリ占有使用シ居リタリトスルモ該土地カ收用當時起業者以外ノ所有ニ屬シ且起業者ヨリ其ノ收用ニ關スル申請アリタルトキハ該申請ニ基キ收用審査會カ爲シタル收用ノ裁決ヲ違法ナリト云フヲ得ス

(判決理由) 按スルニ原告主張ノ第一點ハ起業者カ本件收用地ヲ收用以前ヨリ無斷ニテ占有使用シ原告ニ損害ヲ被ラシメタルカ故ニ被告カ起業者ノ申請ニ基キ右土地ノ收用ヲ裁決シタルハ違法ナリト云フニ在ルモ該土地カ收用當時原告ノ所有ニ屬シ起業

者ヨリ其ノ收用ニ關スル申請アル以上假ニ原告主張ノ如キ事實アリトスルモ之ヲ以テ被告カ爲シタル收用ノ裁決ヲ違法ナリト云フヲ得ス

(二) (行裁 昭和三年第一九四號 四年七月二十三日宣告)

(要旨) 收用當時起業者以外ノ者ノ所有ニ屬スル土地ニシテ内務大臣ノ認定シタル事業ノ爲必要ナルモノハ起業者カ占有使用シ居ルト否トニ拘ラス之ヲ使用スルコトヲ得ルモノトス

(判決理由) 原告ハ本件土地ハ收用前起業者カ占有使用シ居リタルモノナルヲ以テ土地收用法ニ依リ收用シタルハ違法ナリト主張スルモ起業者カ占有シ居ルト否トニ拘ラス收用當時起業者以外ノ者ノ所有ニ屬スル土地ニシテ内務大臣ノ認定シタル事業ノ爲必要ナルモノハ之ヲ收用シ得ルコトハ當裁判所ノ判例ノ示ス所ノ如シ(大正十五年第八十一號)然レハ此ノ點ニ關スル原告ノ主張ハ理由ナシ

二、本法ニ所謂收用ノ形式

(大審 大正四年(オ)第七七六號 同 五年二月二十六日言渡)

(要旨) 公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲メ之ニ要スル土地ヲ收用スルノ必要アル場合ニ起業者カ土地收用法ノ規定ニ從ヒ土地ノ所有權ヲ取得シタルトキハ當事者間ノ協議ニ因ルト收用審査會ノ裁決ニ因ルトニ論ナク土地ノ收用トシテ同法ニ定ムル効力ヲ生ス

(上告理由) 起業者カ土地收用法第二十二條所定ノ協議ニ因リ所有者又ハ關係人ヨリ其土地ニ關スル權利ヲ取得シタル場合モ亦同法ニ所謂收用ト稱スヘキモノニシテ之ヲ以テ純然タル民法上ノ賣買ナリトスル被上告人所論ノ如キハ前來説明ノ如ク理論上及實際ニ種々ノ不都合ヲ來シ到底之ヲ採用スヘキニ非ス假ニ右法定協議ニ因ル權利取得力性質上收用又ハ使用ナリヤ將又民法上ノ賣買貸借又ハ其他ノ關係ナリヤニ付キ一般的且純學理的ニハ彼是議論ノ餘地アリトスルモ少クトモ我土地收用法ノ解釋トシテハ之ヲ收用又ハ使用ト同視シ同法所定ノ效果ヲ附セシムルヲ以テ最モ事宜ニ適シタル解釋ナリト信ス

(判決理由) 依テ按スルニ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲メ之ニ要スル土地ヲ收用スルノ必要アル場合ニ起業者カ土地收用法ノ規定ニ從ヒ有償又ハ無償ニテ土地ノ所有權ヲ取得シタルトキハ其ノ所有權ノ取得ハ當事者間ノ協議ニ因ルト土地收用審査會ノ

裁決ニ因ルトニ論ナク土地ノ收用トシテ同法ニ定ムル効力ヲ生ス是レ當院從來ノ判例ノ示ス所ナリ

註、明治三十年二月十七日及同三十八年四月二十四日大審院判決ハ之ト同趣旨デアル後出第二十二條資料參照。

之ニ反シ内務省ニ於ケル實例ニ依レバ協議ニ因ル權利ノ取得ハ收用ニ非ズ從テ法第六十六條(買戻權)ノ適用ナシトセラレル後出第六十六條資料參照。

大正十一年第四十五帝國議會ニ提出セラレタ本法改正案中第六十六條ニ「第二十二條ノ協議ニ因リ取得シタル土地ハ本條ノ適用ニ付テハ之ヲ收用シタル土地トス」ト加ヘタノハ蓋シ後者ノ見解ニ基クモノデアル。而シ右改正案ハ審議未了ニ終ツタ。

一三、事業ノ進行ト本法ノ適用

(一)

(行裁同 大正二年 第四號
二年三月十七日宣告)

(要旨) 土地收用法ニ依リ起業者カ審査會ノ裁決ヲ求メ並ニ審査會力之ニ對シ裁決ヲ爲ス場合ハ必スシモ事業ノ進行前若クハ完成以前ナルヲ要セス

(判決理由) 收用法第九條第一項ノ規定ニ依レハ事業準備ノ爲メ

起業者カ土地ニ立入ルニハ常ニ地方長官ノ許可ヲ必要トセルコト原告主張ノ如クナルモ同條第三項ニ依レハ法第十九條ニ依ル地方長官ノ公告以後ニ在リテハ其許可並ニ土地占有者ヘノ通知ヲ必要トセス起業者ニ於テ任意ニ其土地ニ立入ルコトヲ得ル旨ノ規定アリ而シテ同法第二十條第二十一條等ニモ同様ノ意義ニ據レル規定アルノミナラス起業者カ同法第二十二條ニ依ル土地ノ權利取得ノ協議ヲ爲スニ當リ土地所有者及關係人ニ於テ一應承諾シ若クハ強テ拒絕ノ意ヲ表セサルニ因リ事業ヲ進行シタル後會々其協議ノ不調ニ歸スル爲メ遂ニ訴訟訴訟ニ至ルノ事例尠カラズ而シテ斯ル場合ニ在リテハ法第八十三條ノ規定ニ依リ其事業ノ進行ヲ停止セサルヲ例トセルカ故ニ實際ニ於テ事業ノ進行中起業者カ裁決ヲ求メ若クハ事業完結以後ニ審査會カ收用ノ裁決ヲ爲ス如キ事實之ナキヲ保セサルヲ以テ起業者カ裁決ヲ求メ又審査會カ裁決ヲ爲ス場合ハ必スシモ事業ノ進行前若クハ完結前ナラサル可ラストスル原告ノ主張ハ却テ事理ニ適セサルモノナリ

(一) (行裁大正五年第九二號
同 七年五月二十七日宣告)

(要旨) 土地收用法ニ依ル收用ハ必スシモ起業者ノ事業完結前ニ非サレハ爲シ得サルモノニ非ス

(判決理由) 原告ハ……起業者ハ原告ニ對シ會テ買收ノ協議ヲ爲シタルコトナク又大正二年九月二十六日附群馬縣知事ノ收用土地細目公告ニモ揭示セラレサリシニ拘ラス起業者ハ無斷ニテ右土地ニ工事ヲ施シ工事完成後約一年半ヲ經過シタル大正四年十二月二十四日ニ至リ群馬縣知事ハ土地收用法第十九條ノ公告ヲ爲シ次テ被告ハ收用ノ裁決ヲ爲シタルモノニシテ此ノ如キ起業者ノ事業完結後ノ收用ノ裁決ハ不法ナリト主張スルト雖土地收用法ニ依ル收用ハ必スシモ事業完結前ニ非サレハ爲シ得サルモノニ非サルコトハ當院判例ノ示ス所ナルノミナラス前示ノ土地ニ付テハ原告ノ申立ト原告ノ否認セサル被告ノ申立トヲ綜合考覈スレハ原告ハ起業者ニ對シ右土地ニ於テ工事施行ノ承諾ヲ與ヘタルニ拘ラス後ニ至リ賣渡ヲ拒ミタルヲ以テ起業者ハ大正四年十二月二十四日群馬縣知事ノ收用土地細目公告後更ニ法定ノ協議ヲ爲シ原告ノ同意ヲ得ルコト能ハサリシ爲被告ニ收用ノ裁決ヲ申請シタルモノナルコトヲ認ムルニ十分ニシテ原告ノ主張ハ理由ナシ

註、大正十二年第一四七號同十三年五月二十六日宣告及同八年第一五八號同八年十月四日宣告行政裁判所判決同趣旨

一四、河川法ノ適用ト土地收用

(一) (内務明治三十一年九月十三日土甲第五〇號) 土木局長回答

(要旨) 河川法施行前私人ノ所有權ヲ認メアリシ河川ノ敷地ニ付テハ河川法第二條ニ依ル地方行政廳ノ認定ヲ以テ直ニ其ノ所有權消滅スルモノニシテ土地收用法ノ規定ニ依リ之ヲ收用スルモノニ非ス

(原文) 本年八月三十日乙第四三七號ヲ以テ河川法ニ關スル件ニ付御照會ノ趣了承右ハ河川法施行前私人ノ所有權ヲ認メアリシ河川敷地ハ土地收用法ニ依ラス河川法第二條ニ依リ地方行政廳ノ認定ヲ以テ直ニ其ノ所有權ヲ消滅スル義ニ有之又河川法施行規程第十條ニ依リ下付スヘキ補償金ハ所有權ノ消滅又ハ占用禁止ノ爲ニ生スル相當ノ損失ヲ補償シ可然ト存候條右様御了知相成度經伺ノ上此段及回答候也

追テ河川法第二條ニ依リ河川ノ區域ヲ認定スルハ實際河川タルノ事實アルモノヲ公認スルニ過キササル義ニ有之候條爲念此段申添候

(福岡縣知事伺) 管下筑後川ニ河川法施行中ノ處同法中左ノ事項御省議承知致度此段及御問合候

法 令

一 河川法第二條ニ依リ地方行政廳ニ於テ河川ノ敷地ト認定セ

シ土地ノ收用ハ同法中明文無之モ土地收用法ヲ用ヒス直ニ人民ノ所有權ヲ消滅スルモノトノ說アリ右ハ損失ヲ補償セス所有權ヲ消滅スルモノニテ如何ニモ穩當ヲ缺キ或ハ所有權ヲ侵スノ嫌アルモノノ如ク相見エ候ニ付當然土地收用法ノ規定ニ依リ收用スヘキヤ

一 河川法施行規程第十條ニ依レハ河川ノ河敷トナリシ地所ハ従前ノ所有者若ハ其ノ相續人ノ請求ニ依リ公益ヲ妨ケサル限り其ノ占用ヲ許スト雖共ノ占用ヲ許可セザルトキ又ハ之ヲ禁止スルトキハ相當ノ補償金ヲ下付スヘシト有之候處右相當補償金トハ土地收用法ニ所謂時值相當ノ地代(若シ地上物件アラハ其ノ移轉料等)竝ニ占用禁止ノ爲ニ生スル損害等ヲ補償スル義ニ候哉

(二)

(四六議 大正十二年三月六日) 衆議院特別委員會

(要旨) 河川ノ堤外地ノ土地所有權ハ河川法ノ適用ニ依リ消滅スルモノニシテ土地收用法ニ依リ之ヲ收用シ補償スルモノニ非ス

(問) 河川ニ治水事業ヲヤルト云フ場合ニ當ツテ堤防敷地ニナル

一八三

其ノ土地ハ官ニ於テ買收ヲシテ堤防ヲ築イテ居ルノデアリマス
ガ其ノ堤防ノ敷地デナイ堤外……堤防ヨリ河川ノ方ニ入ツタ土
地デ私有地ガ有ルノデアリマスガ其レ等ハ其所ニ堤防ヲ築カレ
タ爲ニ却テ水害ヲ被ルコトガ甚シイコトニナル所ガ官デハ堤防
ヲ築ク其ノ敷地ダケハ……買收スルケレドモ其ノ堤外ニ當ツテ
居ル所ハ買收シナイ其ノ儘抛ツテ置イテサウシテ事業ヲヤツテ
居ル……其レ等ハ此ノ土地收用法カ或ハ其ノ他ノ何カニ依ツテ
補償サレル途ガナイノデアリマスカ一寸何ツテ置キマス

(政府委員答) 河川法ノ規定ト云フモノハ丁度必要ナ川轄ダケニ
法律ヲ適用致シマスト總テノ私權ハ消滅スルコトニナツテ居リ
マス、隨ヒマシテ所有權ヲ堤外地ニ持ツテ居ツテモ消滅スル其
レニ對シテ河川法デハ補償ノ途ガナイ併乍ラ從來其所ヲ耕作シ
收益ヲ得テ居ツタ者ニハ其ノ場所ノ使用ヲ許シマス自分ガ前ニ
作物ヲ作ツテ居ツタ所ハ占用ヲ許シマス他ノ關係デ占用スル場
合ニハ占用料ヲ取ルノニ從來ノ關係デ作ツタ者ニハ占用料ヲ免
除スルコトニナツテ居リマス……其レ以上ハ現今ノ法制トシテ
格段ノ取扱ガ出來ナイ状態ニナツテ居リマス

一五、土地上空ノ使用ト本法ノ適用

(五一議 昭和二年二月十九日
貴族院 特別委員會)

(要旨) 土地上空ノ使用ニ付テハ土地收用法ノ規定ニ依ラ
ス

(問) ……電氣事業法ニ規定シテアル所ノ土地ノ使用ト云ヒマス
カ空間ノ使用デスナ電線ヲ人ノ土地ノ上ニ引張ルト云フ様ナコ
トガ法律デ一寸讀ンデ見ルト或ハ其レハ使用權ノ制限デヤナイ
ト云フ様ニ法律テハ見テ居ルノデヤナイカ知ラヌト思フ恐ラク
ハ例外ヲ規定シテ居ルモノモ内務省デ舉ゲラレタ此ノ中ニ這入
ツテ居ナイノヲ見ルト恐ラクハ法律ノ精神ガ現ニ其ノ當時使用
シテ居ル所ノ状態ヲ妨ゲナイ限りハ其ノ土地ノ空間ヲ使用スル
コトハ差支ナイト云フ様ニ規定シテアルガ實際ノ效果カラ見ル
ト云フト非常ナ土地ノ制限ヲシテ居ルノデス土地ノ使用ノ制限
ヲシテ居ルト云フコトハ現ニ此ノ東京附近ナドニ於テモ高壓線
ナドノ架ツテ居ル所ノモノハ九段野原ニナツテ居テ其ノ兩側ハ
立派ナ市街ニナツテ居ルト云フ様ナコトデ其ノ土地ノ所有者ハ
甚シク不利益デアル之ヲ懇フル所ガナイト云フ様ナコトニナツ
テ居ルノデアリマスガ斯ウ云フモノハ餘リ激シクナルト云フト
何等カノ救済ヲ仕ナクテハナラヌト云フ様ニ考ヘテ居ルノデア
リマスカ……

(政府委員答) 御説ノ通りニ其レハ收用法ニ據ツテ居リマセヌ其

空間ヲ使用スル分迄ノ土地收用法ノ手續ヲ經セシムルカ何ウカト云フコトハ實ハ別段ノ研究ヲ致シマセヌマア今迄サウナツテ居リマスノデ其處迄考ヘテ居リマセヌ

一六、本條第二項ノ法意

(一四議明治三十三年二月十二日)
實 族 院

(要旨略)

(問) 政府委員ニ質問ヲ致シマス第一條ノ第二項デ御座イマス「本法ニ於テ使用ト稱スルハ權利ノ制限ヲ包含ス」ト御座イマスノハ何ウ云フモノヲ云フタノデアリマスカ意味ヲ御説明アラソコトヲ希望致シマス

(政府委員答) 御答申上ゲマスガ「權利ノ制限ヲ包含ス」ト申シマスノハ例ヘバ土地ノ所有權ヲ持ツテ有ル者ニ尙ツテ其ノ土地ヲ或ル方法ニ使用シテハイケナイト云フ様ナ制限ヲ加ヘマシタ例ヘバ道路ノ附近ニ在リマス所ノ土地ニ尙ヒマシテ其ノ道路ノ害ニナル様ナ或ル行爲ヲ避ケナケレバナラヌト云フ義務ヲ負ハス夫レハ一般ノ法律デ廣ク總テ土地ニ負ハセル義務モ有リマセウ又サウデナク或ル土地ニ對シテ權利ヲ制限スルト云フ場合モ有ラウト思ヒマス其レヲ申スノデアリマス單ニ使用ト申シマスト其ノ權利ノ制限ト云フモノハ或ハ包含シナイ様ニ見エマスカ

テ其ノ趣意ヲ明ニシタノデアリマス。註、土地上空或ハ地下ニ對スル土地收用法ノ適用ニ關シ參考トスベキ學說判例ヲ二三引用スル。

一、中島博士「英米法ノ如キハ土地(建物ヲ含ム)ノ各層ニ就キテ獨立ノ所有權ヲ認ムルガ故ニ地下ノ所有權ヲ買收スルノ途アルモ本法(民法ヲ指ス)ニ於テハ土地ハ一物ニシテ一物ノ一部上ニ獨立ノ所有權ヲ認メザルガ故ニ地下ノ所有權ヲ買收スルヲ得ズ使用權設定ノ方法ニ出デザル可ラズ」

一、織田博士「空中若ハ地下ノ專業ニシテ土地所有者ノ普通ノ手段ニ依ル利用ノ上ニ影響スル所ナキ場合ニハ何等土地所有權ニ對スル制限ナキモノト謂フヲ妥當トスル」

一、大審院「地所ノ地表ト地盤トヲ區別シテ各所有者ヲ異ニスルハ法律ノ認許セザル所ナリ」(明、二九、一一、六言渡)
一、同 上「地下ニ浸潤セル水ノ使用權ハ其ノ土地所有權ニ附從シテ存在スルヲ以テ土地所有權者ハ其ノ所有權ノ行使上自由ニ其ノ水ヲ使用スルヲ得ベシ」(明、二九、三、二七言渡)

X

X

X